達 第 13 号

沖縄地区税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成 17 年達第 12 号）の一部を改正する達を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日

沖縄地区税関長　　神谷　洋一

沖縄地区税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準の一部を改正する達

沖縄地区税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準の一部を次のとおり改正する。

別表「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

沖縄地区税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成17年達12号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第１条～第２条　［略］	第１条～第２条　［同左］
（不開示情報が記録されている場合の決定） 第３条　開示請求に係る保有個人情報に法第７８条第１項に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合において、次の各号に掲げる場合にあっては、当該保有個人情報について当該次の各号の決定をするものとする。	（不開示情報が記録されている場合の決定） 第３条　開示請求に係る保有個人情報に法第７８条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合において、次の各号に掲げる場合にあっては、当該保有個人情報について当該次の各号の決定をするものとする。
(1)～(2)　［略］	(1)～(2)　［同左］
２　開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれているかどうかを判断するにあたっては、別添１「法第７８条第１項に関する判断基準」に基づいて判断するものとする。	２　開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれているかどうかを判断するにあたっては、別添１「法第７８条に関する判断基準」に基づいて判断するものとする。
３　［略］	３　［同左］
第４条～第７条　［略］	第４条～第７条　［同左］
附　則（令和７年達第13号） この達は、令和７年12月１日から施行する。	［追加］
別添１　法第７８条第１項に関する判断基準	別添１　法第７８条に関する判断基準
１　法第７８条第１項本文に関する判断基準 ［略］	１　法第７８条本文に関する判断基準 ［同左］
一　［略］	一　［同左］
二　不開示情報の取扱い ある情報が法第７８条第１項各号の複数の不開示情報に該当する場合があることから、ある保有個人情報を開示する場合は、法第７８条第１項各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する。	二　不開示情報の取扱い ある情報が法第７８条各号の複数の不開示情報に該当する場合があることから、ある保有個人情報を開示する場合は、法第７８条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する。

沖縄地区税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成17年達12号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
2　法第７８条第１項第１号及び第２号に関する判断基準 ［略］	2　法第７８条第１号及び第２号に関する判断基準 ［同左］
3　法第７８条第１項第３号に関する判断基準	3　法第７８条第３号に関する判断基準
一　「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」 (1)　「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」 イ　［略］ ロ　「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報をいう。法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理及び人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売その他の事業活動に関する情報のほか、名誉、社会的信用及び社会的活動の自由等法人の権利利益に関する情報等が含まれる。複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報となる場合は、本規定に該当する場合があることに留意する。 法人については、名称、所在地及び役員等は登記により公開されており、法第７８条第１項第３号イ又は同号ロの規定に該当する場合を除き、当該情報は開示する。 法人ではない事業を営む個人の当該事業に関する情報並びに権利能力なき社団等の名称及び住所等についても、同規定に該当する場合を除き、開示することとなるが、同規定に該当するかどうかの判断に当たっては、登記	一　「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」 (1)　「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」 イ　［同左］ ロ　「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報をいう。法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理及び人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売その他の事業活動に関する情報のほか、名誉、社会的信用及び社会的活動の自由等法人の権利利益に関する情報等が含まれる。複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報となる場合は、本規定に該当する場合があることに留意する。 法人については、名称、所在地及び役員等は登記により公開されており、法第７８条第３号イ又は同号ロの規定に該当する場合を除き、当該情報は開示する。 法人ではない事業を営む個人の当該事業に関する情報並びに権利能力なき社団等の名称及び住所等についても、同規定に該当する場合を除き、開示することとなるが、同規定に該当するかどうかの判断に当たっては、登記

沖縄地区税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成17年達12号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
が行われていない事情を考慮する。 なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。	が行われていない事情を考慮する。 なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。
二～四　［略］	二～四　［同左］
4　法第７８条第１項第４号に関する判断基準 ［略］	4　法第７８条第４号に関する判断基準 ［同左］
5　法第７８条第１項第５号に関する判断基準	5　法第７８条第５号に関する判断基準
五　行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報	五　行政機関の長が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
一　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集及び保全することをいう。 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を	一　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集及び保全することをいう。 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を

沖縄地区税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成17年達12号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証並びに公判準備等の活動をいう。 「刑の執行」とは、刑法（明治４０年法律第４５号）第２章に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行並びに恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、当該保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。	得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証並びに公判準備等の活動をいう。 「刑の執行」とは、刑法（明治４０年法律第４５号）第２章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行並びに恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、当該保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。
二　［略］	二　［同左］
三　「おそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示又は不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的及び技術的判断を要すること等の特殊性があることに留意する。	三　「おそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示又は不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的及び技術的判断を要すること等の特殊性があることに留意する。
6　法第７８条第１項第６号に関する判断基準 ［略］	6　法第７８条第６号に関する判断基準 ［同左］
六　意思決定後の取扱い等 審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である場合又は当該意思決定を前提	六　意思決定後の取扱い等 審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である場合又は当該意思決定を前提

沖縄地区税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成17年達12号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
として次の意思決定が行われる場合等審議等の過程が重層的又は連続的な場合には、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第７８条第１項第６号に該当するかどうかを判断する。また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等は、当該情報については、不開示とする。	として次の意思決定が行われる場合等審議等の過程が重層的又は連続的な場合には、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第７８条第６号に該当するかどうかを判断する。また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等は、当該情報については、不開示とする。
７　法第７８条第１項第７号に関する判断基準	７　法第７８条第７号に関する判断基準
七　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ　独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ ロ　独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ～ト　［略］	七　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ　独立行政法人等が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ ロ　独立行政法人等が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ～ト　［同左］
別添２　法第７９条に関する判断基準	別添２　法第７９条に関する判断基準

沖縄地区税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成17年達12号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
（部分開示） 第７９条　［略］ ２　開示請求に係る保有個人情報に前条第１項第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。	（部分開示） 第７９条　［同左］ ２　開示請求に係る保有個人情報に前条第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
一　［略］	一　［同左］
二　個人識別性の除去による部分開示（第２項） (1)　「開示請求に係る保有個人情報に前条第１項第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」 個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合物である。このため、法第７９条第１項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とする。 (2)　［略］ (3)　「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」 個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第７８	二　個人識別性の除去による部分開示（第２項） (1)　「開示請求に係る保有個人情報に前条第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」 個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合物である。このため、法第７９条第１項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とする。 (2)　［同左］ (3)　「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」 個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第７８

沖縄地区税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成17年達12号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
条第１項第２号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱う。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分を開示する。 　また、法第７９条第１項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。	条第２号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱う。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分を開示する。 　また、法第７９条第１項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。
別添３　法第８０条に関する判断基準 ［略］ 　法第７８条第１項の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、高度の行政的な判断により、開示することができる。	別添３　法第８０条に関する判断基準 ［同左］ 　法第７８条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、高度の行政的な判断により、開示することができる。
別添４～別添５　［略］	別添４～別添５　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	